

第二級海上特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

法規 12問 }
無線工学 12問 24問 1時間

法規

- [1] 次の記述は、電波法に規定する「無線局」の定義である。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「無線局」とは、無線設備及び□の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

- 1 無線設備の管理を行う者
- 2 無線設備の操作の監督を行う者
- 3 無線従事者
- 4 無線設備の操作を行う者

- [2] 電波の主搬送波の変調の型式が振幅変調で両側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である单一チャネルのものであって、伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）の電波の型式を表示する記号はどれか。次のうちから選べ。

- 1 J 3 E
- 2 F 3 F
- 3 A 3 E
- 4 A 3 F

- [3] 第二級海上特殊無線技士の資格を有する者が、空中線電力50ワット以下の船舶局の無線電話で国内通信のための通信操作を行うことができるのは、どの周波数の電波を使用するものか。次のうちから選べ。

- 1 1,606.5 kHz～4,000 kHz
- 2 25,010 kHz以上
- 3 4,000 kHz～25,010 kHz
- 4 322 MHz以下

- [4] 無線局の免許人が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに総務大臣が行うことがある処分はどれか。次のうちから選べ。

- 1 期間を定めて使用する電波の型式を制限する。
- 2 再免許を拒否する。
- 3 期間を定めて通信の相手方又は通信事項を制限する。
- 4 期間を定めて空中線電力を制限する。

- [5] 無線従事者が総務大臣から3箇月以内の期間を定めて無線通信の業務に従事することを停止されることがあるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 電気通信事業法に違反したとき。
- 2 無線局の運用を休止したとき。
- 3 免許証を失ったとき。
- 4 電波法に違反したとき。

- [6] 船舶局の免許状は、掲示を困難とする場合を除き、どの箇所に掲げておかなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 主たる送信装置のある場所の見やすい箇所
- 2 受信装置のある場所の見やすい箇所
- 3 航海船橋の適宜な箇所
- 4 船内の適宜な箇所

第二級海上特殊無線技士試験問題

法規

[7] 一般通信方法における無線通信の原則として無線局運用規則に規定されているものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 2 無線通信を行う場合においては、暗語を使用してはならない。
- 3 無線通信は、長時間継続して行ってはならない。
- 4 無線通信を行う場合においては、略符号以外の用語を使用してはならない。

[8] 無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならないのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 工事設計書に記載した空中線を使用できないとき。
- 2 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
- 3 他の無線局の通信に混信を与える虞があるとき。おそれ
- 4 総務大臣の行う無線局の検査のために運用するとき。

[9] 船舶局の無線電話による遭難呼出しの方法として、正しいものはどれか。次のうちから選べ。

- | | |
|---------------------|----|
| 1 (1) メーデー (又は「遭難」) | 2回 |
| (2) こちらは | 1回 |
| (3) 遭難船舶局の呼出名称 | 2回 |
| 2 (1) メーデー (又は「遭難」) | 3回 |
| (2) こちらは | 1回 |
| (3) 遭難船舶局の呼出名称 | 2回 |
| 3 (1) メーデー (又は「遭難」) | 3回 |
| (2) こちらは | 1回 |
| (3) 遭難船舶局の呼出名称 | 3回 |
| 4 (1) メーデー (又は「遭難」) | 3回 |
| (2) こちらは | 1回 |
| (3) 遭難船舶局の呼出名称 | 1回 |

[10] 船舶局は、他の船舶局から無線設備の機器の調整のための通信を求められたときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 緊急通信に次ぐ優先順位をもってこれに応ずる。
- 2 支障のない限り、これに応ずる。
- 3 直ちに応ずる。
- 4 一切の通信を中止して、これに応ずる。

[11] 緊急通信を行うのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災等が発生し、又は発生する虞がある場合おそれ
- 2 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥る虞がある場合おそれその他緊急の事態が発生した場合
- 3 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために必要な場合
- 4 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合

[12] 船舶局の無線電話による安全呼出しは、呼出事項の前に「セキュリティ」又は「警報」を何回送信して行うことになっているか。次のうちから選べ。

- 1 1回
- 2 2回
- 3 3回
- 4 5回